

二宮西中学校同窓会規約

第一章 総則

第一条 本会は、二宮西中学校同窓会と称し、事務局を同校内におく。

第二条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校との連絡を密にし、相協力して、会員の社会的発展を期することを目的とする。

第二章 組織

第三条 本会は母校卒業生を会員とし、母校の現、旧職員を特別会員とする。

第三章 総会

第四条 総会は必要に応じて、会員の1/10以上の要求があったとき、又は会長が必要と認めたときに、開くことが出来る。

第五条 総会では次の事項を行う。

第一項 会長、副会長、並びに各役員の承認

第二項 会計による会計報告と会計監査委員による報告とその承認

第三項 会則の改正

第四項 その他

第四章 役員

第六条 (1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 書記2名 (4) 会計2名 (5) 会計監査委員2名 (6) 各年度毎に幹事2名 をおく。

第七条 役員の任務は次の通りとする。

(1) 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は、この会を代表し、会長不在のときは代行する。

(3) 書記は、本会のすべての記録を行い、会員相互の連絡事務にあたる。

(4) 会計は、この会の年度予算を編成し、それに基づく一切の会計事務を処理する。なお、総会において、決算報告する。

(5) 会計監査委員は、会計を監査し、その結果を総会で会員に報告する。

(6) 幹事は、書記を助け、該当学年の連絡等にあたる。

第八条 役員会は全ての役員をもって構成し、会長が招集する。

第九条 役員の選出は次の通りとする。

(1) 会長並びに副会長は、役員会において選出し、指名する。

(2) その他の役員は、新会長・副会長によって指名される。

第十条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第五章 会計

第十一条 本会の経費は、会費及びその他をもってこれに当てる。

第十二条 会費は五百円を入会の際に納入する。ただし、場合により変更することもある。第十三条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第六章 補則

第十四条 年度予算に示されていない支出が必要な場合は、役員会で審議の上、対応するものとする。

第十五条 本会則の改正は、総会における出席会員の過半数の同意を得て改正することが出来る。

第十六条 本会則は昭和56年3月24日より発効する。

第十七条 会員は住所、氏名等に変更があるときは、そのつど事務局に届け出るものとする。

・平成29年10月14日の同窓会第一回総会において、第十四条を追加し、以後の条を繰り下げた。本会則は平成29年10月14日より発効する。